

さいたま市告示第96号

さいたま市地域包括支援センター設置運営業務（桜区北部圏域）について、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和7年1月21日

さいたま市長 清水勇人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

さいたま市地域包括支援センター設置運営業務（桜区北部圏域）

(2) 履行場所

さいたま市桜区北部圏域外

(3) 業務概要

要求水準書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(5) 予算の上限額

本プロポーザルの予算上限額は35,077,333円（本業務は、消費税及び地方消費税額「消費税施行令第十四条の三第五号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する資産の譲渡等」（平成18年厚生労働省告示第311号）及び消費税法基本通達6-7-10により非課税）とする。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

(1) 本招請日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に登録されており、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格（物品等）の申請をしている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市的一般競争入札に参加させないこととされた者

ウ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協同組合にあっては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本件に参加しようとする者

(3) 本招請日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 法人格を有し、かつ、以下のア～エのいずれかに該当する者。

ア 令和6年4月1日時点で、さいたま市において、介護保険法第8条第24項に規定する居宅

介護支援事業所を3年以上運営している者

イ　さいたま市において、介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターを運営している者

ウ　さいたま市において、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人（在宅）介護支援センターを運営している者

エ　令和元年度から令和5年度に、他自治体において、通算3年度分の地域包括支援センター運営業務の履行実績がある者

3 企画提案に係る実施要領等の交付

さいたま市ホームページからダウンロード

(1) 交付方法

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/012/p118656.html>

(2) 交付期間

本招請日から令和7年2月10日（月）まで

4 参加意思の表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、次により参加意思表明書を提出すること。

(1) 提出書類

実施要領のとおり

(2) 提出期間

本招請日から令和7年2月10日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 提出場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所2階

さいたま市福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課

担当 地域支援係 電話 048（829）1257 FAX 048（829）1981

(4) 提出方法

持参のみ

(5) 参加資格の確認

参加意思表明書を提出した者に対しては、本件への参加資格の有無にかかる通知を、令和7年2月12日（水）までに発送する。

5 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

本招請日から令和7年2月7日（金）午後4時まで

(2) 受付方法

ア　電子メールで受け付ける（詳細は実施要領による）。

メールアドレス ikiiki-choju-suishin@city.saitama.lg.jp

イ　電子メール送信後、4(3)に記載の電話番号に、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

(3) 質問に対する回答予定日

令和7年2月10日（月）までに行う。

(4) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/012/p118656.html>

6 事業計画書等の提出

(1) 提出書類

実施要領のとおり

(2) 提出期間

本招請日から令和7年2月10日（月）まで（休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 提出場所

4(3)と同じ

(4) 提出方法

持参のみ

(5) 無効となる事業計画書

次の事業計画書は、無効とする。

ア 2に定める資格要件を満たさなくなった者が提出した事業計画書

イ 虚偽の記載をした事業計画書

ウ 審査の公平性を害する行為を行った者が提出した事業計画書

エ 1(5)に示す額を上回る額を見積書に記載した者が提出した事業計画書

オ プレゼンテーションに参加しなかった者が提出した事業計画書

カ 業務主管課の指示に従わなかった場合

7 審査・選定

優先交渉者の決定にあたっては、さいたま市地域包括支援センター設置運営業務（桜区北部圏域）

受託法人選定委員会において、事業計画書等及びプレゼンテーションをもとに審査を行い決定する。

なお、審査方法等詳細については、実施要領を参照すること。

8 その他

(1) 最優秀提案者特定の日の翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。

(2) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とすること。

(3) この事業計画書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。

(4) 提出された事業計画書等は、返却しない。

(5) 詳細は、実施要領による。

9 連絡先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所2階

さいたま市福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課

電話 048（829）1257 FAX 048（829）1981